

(保護者保管)  
令和3年4月24日

保護者 様

豊橋市教育委員会

## タブレット端末の貸与に関する同意書について

皆さまにおかれましては、日ごろより本市の教育活動にご支援を賜り、感謝を申し上げます。

豊橋市では、小・中学校のすべての児童生徒にタブレット端末及びACアダプタなど（iPad のカバー・ベルト・肩パット・キーボード）を貸与する事業が始まっています。これは、個に応じた学習指導の充実や非常時のオンライン授業を可能とすることを目的とした、国のGIGAスクール構想に沿った事業です。

タブレット端末の貸与に関して、保護者の皆様には以下の点についてご理解とご対応をお願いするとともに、別紙同意書に必要事項を記入し、4月30日までに学校へ提出願います。

次のことを学校でも指導しますので、ご家庭でもご協力ください。

### 1 利用における注意事項

- (1) 学校の「タブレット活用のルール」を守り、大切にしてください。
- (2) 学校から指示のないファイルをダウンロードしたり、ソフトをインストールしたりしないでください。
- (3) タブレットを使ってSNS への書き込み、写真・動画の配信をしないでください。
- (4) 他人のIDの不正使用、SNSや掲示板での他人の誹謗中傷は絶対にしてはいけません。
- (5) インターネットで不適切なサイトの閲覧や投稿を行わないようにしてください。
- (6) 自分や友達の個人情報をインターネット上に公開してはいけません。

### 2 タブレットの管理について

- (1) 転出や卒業時には学校へ返却となり、転入生や新入生に引き継がれるので、大切に使用してください。
- (2) 自分のタブレットを人に貸したり、使わせたりしないでください。
- (3) ユーザーIDとパスワードは、他人に教えないでください。

### 3 故障等の対応について

- (1) 登下校中やご家庭での故障・破損の際は、速やかに学校へご連絡ください。
- (2) 修理・交換が必要な場合は、原則として市で修理や交換をします。
- (3) 故意または明らかな過失による破損の場合は、保護者にご負担をお願いすることもあります。
- (4) 盗難・紛失の場合は、速やかに学校に連絡するとともに、保護者の方から警察に届けを出してください。

### 4 その他

- (1) 家庭でのインターネット利用に関する通信料は、家庭でご負担いただくことをご承知ください。
- (2) 小学校はiPad、中学校はWindows タブレットです。

<問い合わせ先>

豊橋市教育委員会 学校教育課  
豊橋市教育会館 情報教育担当  
電話 (0532) 33-2113  
FAX (0532) 33-1631

